

高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針【概要版】

1. 検討の視点

- 公設・民設とも、多くの高齢者・障害児者施設で老朽化が進行してきているが、敷地内や近隣地に建て替え用地を確保できない施設が大半であることや、多くの施設が市有地に設置されていることを踏まえ、サービス提供を継続しながら施設を更新するための方策について検討・調整する。
- 福祉ニーズが増大するとともに多様化・複雑化してきていることから、施設機能を効率的・効果的に活用するため、施設の更新と合わせた利用定員の増員や機能の集約・再編等についても検討する。
- 民間によるサービス提供が可能となっているサービスを供給する公設施設について、今後のあり方を検討する。
- 民間によって質の高いサービスが安定的に供給されるよう、施設整備にかかる行政支援のあり方を再構築するとともに、施設の経営改善に向けた支援のあり方について検討する。
- 再編整備を円滑に進めるためには、サービス提供の継続や建て替え資金の確保等、民間と協調した取組が必要となることから、国が進める社会福祉法人制度改革の動向も踏まえながら、再編整備を計画的に進められるよう、施設運営者・運営法人と協議を行っていく。
- 昨年11月に公表した「高齢者・障害児者福祉施設の再編整備に関する検討状況について(中間報告)」により、施設運営者・運営法人から聴取した意見も踏まえ、基本的な方針を策定する。また、平成29年度末の基本計画の策定に向けて、引き続き、施設運営者・運営法人との協議を行う。

2. 再編整備の基本的な考え方

(1) 施設の老朽化への対応

入所施設は概ね築35年以上、通所施設は概ね築40年以上(軽量鉄骨造は概ね築20年以上)について、老朽化の進行度合いに応じながら、計画的に建て替え等を実施することとし、用地の調整や整備費補助の仕組みについて検討するとともに、施設の長寿命化への対応策についても、合わせて検討する。

(2) 施設機能の再編・統合等

老朽化対策等と合わせて、利用定員の拡充や他の施設機能への転換、新たな施設機能の追加に向けて、基盤整備の促進策を検討する。

(3) 公設施設の見直し

民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野については、設置主体を民間に転換し、長期的な視点に立った施設運営や、施設運営者の判断による利用者ニーズに応じたサービス内容の変更、計画的かつ迅速な施設設備の更新を可能とするなど、効果的なサービス提供ができるよう、公設施設の見直しについて検討する。

具体的には、民間によるサービス提供が可能となっている公設施設については、①質の高いサービスの安定的な提供、②利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供、③計画的かつ迅速な施設設備の更新を図るため、老朽化対策と合わせて民設化する。

老朽化対策の対象とはならない施設(今後20年以上建て替えが不要と見込まれる施設)については、指定管理期間の更新時期を捉えながら、譲渡又は貸付により民設化を行う。

民間により十分にサービスが提供されるようになった公設施設は、民設施設によるサービス提供への移行を図る。

(4) 社会福祉法人の計画的な事業運営の確立

社会福祉法人の中長期的な事業計画を策定できる環境を整えるとともに、社会福祉法人制度改革への的確な対応を促進するため、再編整備の手法等を検討・調整する。

3. 再編整備の方向性

(1) 市有地を貸与する施設類型

民間が独自にサービス基盤を整備することが困難な場合には、引き続き市有地を貸与することによって基盤整備を推進していく。

- 【対象施設】 特別養護老人ホーム
養護老人ホーム
障害者入所施設
障害者通所施設(原則として、生活介護を提供する施設(多機能型を含む)に限る)
障害者地域生活支援センター
障害児入所施設
療育センター

(2) 公設施設の再編整備

- ①(1)の施設類型であって、老朽化が進行している施設 ⇒建て替え民設化
- ②(1)の施設類型であって、老朽化が進行していない施設 ⇒譲渡又は貸付
- ③民間で十分にサービスが提供される状況になっている施設類型 ⇒民設施設によるサービス提供に移行

※現行の利用者が他の事業所において継続してサービスを利用できるよう対策を講じることを条件とする。

- 【対象施設】 老人デイサービスセンター
障害者通所施設(就労継続支援事業等のみを実施する施設)
障害者グループホーム・福祉ホーム

(3) 指定管理者制度を引き続き適用する施設

公設施設として設置する必要がある施設や、給付費だけでは運営が困難な施設等

- 【対象施設】 障害者入所施設 1施設(井田重度障害者等生活施設)
障害者通所施設(生活介護等) 2施設(井田・百合丘日中活動センター)
障害者地域生活支援センター 2施設(井田・百合丘地域生活支援センター)
身体障害者福祉会館(会館機能) 4施設(南部・中部・北部・多摩川の里身体障害者福祉会館)
障害者情報文化センター 2施設(視覚・聴覚障害者情報文化センター)
- 【検討中】 障害児入所施設 1施設(中央療育センター)
療育センター 3施設(中央・南部・北部地域療育センター)

(4) 民設施設の再編整備

- ①(1)の施設類型であって、老朽化が進行している施設 ⇒建て替え支援
※民有地に設置されている施設も、支援の対象とする
※障害者施設については、新設時に整備費補助を受けて整備した施設に限る
- ②民間で十分にサービスが提供される状況になっている施設類型 ⇒事業者による対応

- 【対象施設】 老人デイサービス事業所
障害者通所施設(就労継続支援事業等のみを実施する施設)
障害者グループホーム

(5) 民設施設によるサービス提供に移行させる公設施設

① 老人デイサービスセンター

- ・民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、民設の通所介護事業所によるサービス提供に移行させることとし、現・指定管理期間の満了(さいわい・多摩・久末は平成30年度末、井田は平成32年度末)をもって廃止する方向で検討・調整する。
(ただし、指定管理期間の満了前であっても、利用者の移行が完了した時点で、事業を休止とする可能性がある。)
 - ・現行利用者が円滑に他の事業所に移行できるよう、ケアマネジャーや通所介護事業所等に対して、協力要請を行っていく。
- 【対象施設】(併設型)さいわいデイサービスセンター、多摩老人福祉センターデイサービスセンター
(単独型)久末老人デイサービスセンター、井田老人デイサービスセンター

② 障害者通所施設(就労継続等)・・・わーくす

- ・民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、民設の就労継続支援事業等を実施する事業所によるサービス提供に移行させるとともに、後継事業所の確保等を行う方向で検討・調整する。
- ・直営のわーくすについては、施設設備の老朽化が進行してきていることから、中原については平成30年度、大島については平成31～32年度までに、利用者の通所利便性に配慮した上で民間による後継事業所を確保し、現行利用者がサービス利用を継続できるようにする。
- ・指定管理施設のわーくすについては、当面の間は、現行の施設設備を活用することが可能であることから、現・指定管理期間の満了(川崎は平成30年度末、大師・高津は平成32年度末)をもって民設化することにより、現行利用者がサービス利用を継続できるようにする。

【対象施設】(直営)わーくす中原、わーくす大島

※就労継続支援事業等を実施する民設の後継事業所を確保
(指定管理)わーくす川崎、わーくす大師、わーくす高津

※現行施設を民設化することにより、当面の間は、サービス提供を継続

③ 障害者グループホーム・福祉ホーム

- ・民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、公設施設である陽光ホームと三田福祉ホームは、民設の障害者グループホームによるサービス提供に移行させる等により、廃止する方向とするが、居住施設であることに鑑み、廃止時期等については、施設の老朽化の進行度合いや利用者の状況等を踏まえながら、今後さらに検討・調整する。

(参考)施設類型別の施設数

【市有地貸与の対象】公設施設は建て替え民設化・譲渡・貸付又は指定管理継続、民設施設は建て替え支援

		特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	障害者入所施設	障害者通所施設(生活介護等)	障害者地域生活支援センター	障害児入所施設	療育センター	身体障害者福祉会館(会館機能)	視覚・聴覚障害者情報文化センター	
公設	市有地	民設化等	8	1	2	9	0	0	0	0	
		指定管理継続	0	0	1	2	2	1	3	4	2
民設	民有地	建て替え支援	20	1	2	33	1	1	1	0	0
			25	0	0	16	4	0	0	0	0
合計			53	2	5	60	7	2	4	4	2

【市有地貸与の対象外】公設施設は民設に移行、民設施設の建て替えは事業者による対応

		老人デイサービスセンター	障害者通所施設(就労継続等)	障害者グループホーム・福祉ホーム
公設	市有地	4	5	2
民設	市有地	0	0	0
	民有地	292	40	260
合計		296	45	262

4. 再編整備の手法等

(1) 現・公設施設の民設化と合わせた建て替え

- ・現行施設利用者の引き受けを条件として、民設民営による事業者を公募する。
(移転等を伴う場合あり)
- ・現・指定管理者が公募に応じる場合は、運営実績を選定評価に反映する。
- ・新設と同様の整備費補助を行う。

(2) 現・公設施設の譲渡・貸付

- ・現行施設利用者の引き受けを条件として、事業者を公募する。
- ・現・指定管理者が公募に応じる場合は、運営実績を選定評価に反映する。
- ・譲渡の場合には、土地は無償貸付、建物は有償譲渡、備品は無償譲渡とする。
- ・貸付の場合には、土地と建物は無償貸付、備品は無償譲渡とする。

(3) 民設施設の建て替え支援

- ・現行定員分については、建て替えに係る費用から介護保険制度及び支援費制度の開始以降に積み立てられていると想定される減価償却費に相当する金額を差し引いた金額を補助する。
- ・建て替え時に利用定員を増員する場合には、増員する定員分について、新設と同様の補助を行う。

5. 今後の検討・調整事項

(1) 再編整備の実施時期

長期間に渡って段階的に実施することとなるため、具体的な実施時期等については、実施計画の策定過程を通じて調整を図っていく。

(2) 整備費補助等のあり方

関係制度の改正や施設建設コストの増減など、施設運営や施設整備環境が変化していくことが想定されることから、各施設の長寿命化の取組状況を踏まえながら、整備費補助等のあり方について、継続的に検討・調整していく。

(3) 社会福祉法人の経営改善に向けた支援

社会福祉法人の公益性・非営利性を確保した安定的な経営の確立に向けて、各法人において経営改善の取組が進められるよう、社会福祉法人制度改革への対応も踏まえながら、支援のあり方について検討・調整していく。

6. 今後のスケジュール

対象となる施設数が多く、また段階的に移転・再編を行っていくこととなるため、長期間にわたって計画的に対策を講じていく必要があることから、今後、施設運営者・運営法人と協議を行うとともに、利用者への説明も行いながら、再編整備の基本的なあり方や対象施設ごとの方向性を定める基本計画と、10年間ごとに、当該期間に着手する施設や実施年度、移転先や再編方法を定める実施計画を策定する。

- 平成29年1月 高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針(案)の策定
《パブリックコメント実施》
- 平成29年3月 高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針の策定
《施設運営者・運営法人との協議・利用者への説明》

- 平成29年12月 高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画の策定状況について(中間報告)
- 平成30年 3月 高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画策定
- 平成30年 4月 高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画推進